省令

○農林省令第九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十四年三月十九日　農林大臣　長谷川四郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「ココやし」の下に「並びにハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであつて農林大臣が定める基準に適合しているもの」を加え同表の二の項の植物の欄中「パパイヤ」の下に「（ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種のパパイヤであつて農林大臣が定める基準に適合しているものを除く。次項において同じ。）」を加える。

附　則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

○農林省令第一号
運輸省令

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十四年三月十九日　農林大臣　長谷川四郎　運輸大臣　原田　憲

漁船特殊規程の一部を改正する省令

漁船特殊規程（昭和九年運信農林省令）の一部を次のように改正する。

第一号表国際通信書の項を次のように改める。

政府間海事協議機関ノ採択セル国際信号書	一	一	一	一	総噸数百噸未満ノ漁船ニハ之ヲ備ヘザルモ妨ナシ

附　則

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（経過規定）

2　この省令の施行の際現に船舶検査証書を受有する漁船については、改正後の第六十六条第一項の規定にかかわらず、当該漁船についてこの省令の施行後最初に行なわれる定期検査又は中間検査が開始される時（その時が昭和四十五年三月十九日以後である場合では、同項の規定による政府間海事協議機関が採択した国際信号書を備え付けることを要しない。

○通商産業省令第二十号

アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）第二十八条第二項の規定に基づき、アルコール売捌規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和四十四年三月十九日　通商産業大臣　大平　正芳

アルコール売捌規則の一部を改正する省令

アルコール売捌規則（昭和十二年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項を次のように改める。

小売人営業所ヲ新設又ハ変更シタルトキハ通商産業局長ニ申告スベシ

第五十二条第四号を次のように改める。

四　削除

第五十二条第六号中「又ハ許可ヲ受ケ」を削る。

附　則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

○運輸省令第一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条の規定に基づき、国際信号書の使用に関する省令を次のように定める。

昭和四十四年三月十九日　運輸大臣　原田　憲

国際信号書の使用に関する省令

船舶から、又は船舶に対し、信号を用いて通信しようとする者は、他の法令の定めによる場合を除き、政府間海事協議機関が採択した国際信号書（以下「国際信号書」という。）に定めるところによらなければならない。ただし、国際信号書に定める信号に国際信号書に定める意味と異なる意味を与え、又は国際信号書に定めのない信号を用いて通信しても当該信号の意味が国際信号書に定める意味と誤解され、又は当該信号が国際信号書による信号と誤認されるおそれがないと認められるときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

（日本船舶国際通信書使用の件の廃止）

2　昭和八年逓信省令第三十四号（日本船舶国際通信書使用の件）は、廃止する。

（国際信号旗ノ寸法ニ関スル件の一部改正）

3　国際信号旗ノ寸法ニ関スル件（昭和八年逓信省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「国際通信書」を「政府間海事協議機関ノ採択セル国際信号書」に改める。

（船舶設備規程の一部改正）

4　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九号表国際通信書の項を次のように改める。

政府間海事協議機関ノ採択セル国際信号書	一	一	一	一	一	総噸数百噸未満ノ船舶ニハ之ヲ備ヘザルモ妨ナシ

（船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置）

5　この省令の施行の際現に船舶検査証書を受有する船舶については、前項の規定による改正後の船舶設備規程第百三十八条第一項の規定にかかわらず、当該船舶についてこの省令の施行後最初に行なわれる定期検査又は中間検査が開始される時（その時が昭和四十五年三月十九日以後である場合は、昭和四十五年三月十八日）までは、同項の規定による政府間海事協議機関が採択した国際信号書を備え付けることを要しない。

（港則法施行規則の一部改正）

6　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「船舶信号書による普通信号」を「政府間海事協議機関が採択した国際信号書による信号」に改める。

告示

○防衛庁告示第四十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

昭和四十四年三月十九日　防衛庁長官　有田　喜一

日　時　昭和四十四年三月二十五日（予備、同月二十六日及び同月二十七日）○九○○から一五○○まで